

第3回再チャレ学習レポート

2024年12月11日

第3回再チャレでは、前回に続き、定期試験過去問対策を行なった。

- ① 民法基礎4 2023年定期試験過去問 設問1～設問3（事前提出、添削あり）
- ② ①の関連問題 民法演習サブノート 210問 第2版 176（その場で演習）
- ③ 行政法基礎 2023年定期試験過去問 設問2、設問3（1）、（2）（解説のみ）

使用した問題と、①の添削答案を別添する。また、講義内容のノートは以下の通りである。

民法4 2023

条文通り どこに何が書いてあるか把握

合意の認定 判例を参考に

認定にハードルがある

婚約破棄

正当理由がない婚約破棄ってどんな場合？

性格不一致は離婚理由になるのに破棄できないのか？

本当にできないのか疑問がある

問題の趣旨としては損害賠償できる

実務としては疑問残る

「諦めた」 合意解除だったら損害賠償できない

415 条 損害賠償の範囲の話

8 万円が入るのかどうか

相当因果関係

予見可能性があれば範囲に入る 416 条

こういう行為をすればこうなるのはわかってた

病院通ってメンタルヘルスのお金がかかる あり得る

範囲と程度は分けて考える

100 万円のうち半分は自分のものでは？

2 人で住むんじゃないければそもそも買わなかった

→B「私が住まなかったとしても、あなたが住めた」反論として考えられる

いろんなパターン考えられる

心療内科 素因

経験則をベースにすると、よっぽどひどい振られ方なら通うのわかるけど、

そうじゃなければ、元々のあなたの素因があるんじゃないですか？

問3 あんまり書くことない 検討の範囲が少ないから論述出しづらい

民法上 意思が合致してなかったら無効になる 婚姻も同様 かな？

形式的意思説が否定される理由 だから実質的意思が必要

不法行為と債務不履行 同様に認められるって一言触れればいい

要件ないようなものを書く場合

判例を見て感覚身につけるしかない 一つの基準はこれでお金払わされるのは自分なら辛いな

行政法

問1

(1) 行政手続法7条 審査開始しなければならない

補正を求めることができる

法令に定められているかどうか

要項はあくまで運用 法令じゃない とどめおくことはできない 違法

(2) 判例 行政指導に応じないのが

明白な表明

特段の事情

多数の反対意見をもとに当てはめ

問2

審査基準の法的性質 規則 いわゆる運用

それに従う道理はない 一方で公表している以上これに従ったとしても問題はない

適合しなかったとしても違法とは言えない

特段の事情があるのかなのか

本件の事情の話

個別的事情があるのか

正当と考える理由 反対されている事実

問3 理論の話 あんまり考える部分ない 教科書確認

(1) 取り消し処分があるから違法はない

取り消されるまでは有効なものとして扱われる

排他的管轄 取り消しの判断自体は間違っている

(2) 取り消し処分が違法だから無罪 とはならない また別の話

必ずしも一致しない 別の手続きとして動いている

問題を読んで 何を聞かれているのか把握

資料の条文をいちいち読むことはない 条文限られている

法律なのか施工令なのか 法律の種類を見る

設問を読めば、何が問題になるかは書いてくれている

まず設問を見て、事例の読むべきところを把握する

争点整理→問題文

行政法は型がある

争点がわからないと点が見つからない

設問を見て判例、条文、規範が思いつくように

考えてどうにかなるような問題じゃない 知っているかどうか いろんな問題やる

論点になるところが分かれば、あとは覚えるだけ

判例見て 論点、規範、使える場面を見極めることが重要

以上